



埼玉県報

第 2 2 4 5 号
平成22年12月14日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定\(税務課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [圏央道幸手IC\(仮称\)東側地域の整備計画に係る環境影響評価調査計画書の公告・縦覧\(環境政策課\)](#)
- [草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [県立総合教育センターコンピュータシステム構成機器賃貸借に関する落札者の公示\(総合教育センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

雑報

- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

正誤

- [埼玉県訓令第十八号中訂正\(文書課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千五百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉県オリエンタリング協会
- 三 代表者の氏名
山口 征矢
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市元郷一丁目十三番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県を中心としたオリエンタリングの普及推進を図ることに
より、県民の健康体力の向上と生涯スポーツの振興並びに環境の保全に寄与する
ことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人希望
- 三 代表者の氏名
荒井 てる子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市大沼二丁目五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児とその家族等に対して、個別プログラムに添った日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供し、より充実した社会生活を営む為の生活支援に関する事業を行い、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百四十八号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号八の規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十二年十一月一日	学校法人光の村学園	西谷 英雄	高知県土佐市新居二八二九番地
平成二十二年十一月一日	学校法人北里研究所	柴 忠義	東京都港区白金五丁目九番一号
平成二十二年十一月一日	学校法人東洋大学	長島 忠美	東京都文京区白山五丁目二十八番二十号

告 示

埼玉県告示第五百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さいたま子どもプラザ
- 三 代表者の氏名
佐久間 くみ子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区木崎五丁目三二番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、保育が必要とされる児童に対して、放課後及び休日等における学童保育事業を行うことにより、豊かで安全な生活の場を提供し、もって児童の健全育成を図るとともに地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第十五百五十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第六条の規定により、幸手市から幸手市の区域内において行われる圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

幸手市企業誘致推進室

久喜市環境保全課

杉戸町産業団地拡張推進室

茨城県五霞町建設環境課

二 縦覧の期間

平成二十二年十二月十四日（火）から平成二十三年一月十四日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

告 示

埼玉県告示第十五百五十一号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千五百五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県さいたま市桜区西堀四丁目七番一 一〇〇九号	塚越 正樹
埼玉県さいたま市桜区西堀九丁目八番二号	合資会社 A K S
埼玉県さいたま市南区根岸五丁目十二番五号二〇一	槌 俊哉
埼玉県戸田市新曽一六四八番地	合同会社 S A I T O
埼玉県戸田市笹目四丁目一番地の二八	高橋 郁夫

二 指定年月日

平成二十二年十二月九日

告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立総合教育センターコンピュータシステム構成機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立総合教育センター総務担当 埼玉県さいたま市緑区大字三室1305番
地 1

3 落札者を決定した日

平成22年11月9日

4 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号

5 落札金額

112,833,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年9月21日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年六月三十日

指令川建セ第二二〇〇二八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月九日

川建セ第二二〇一〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字鳥羽井字石橋二九六番の一部、三四七番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字藤間一〇七八番地一

（メゾン・リュミエール302号室）

利根川 健一

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第熊四号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十二年九月 三日	指定の年月日
大里郡寄居町大字鉢形字甘粕原千四百十番三、千四百 十六番一	指 定 道 路 の 位 置
三十四・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき
監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公
表する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体(出資団体)及び公の施設の管理業務を委託している団体(指定管理者)について監査を実施するもので、このうち出資団体25団体、指定管理者13団体22施設について、平成22年6月から平成22年11月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

ア 平成21年度の出資団体における出納その他の事務

イ 平成21年度に埼玉県が委託した公の施設の管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当であると認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当であると認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

(1) 出資団体

監査対象団体	財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
所管部局	警察本部
監査実施日	職員調査 平成22年6月17日 委員監査 平成22年7月5日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 779,587,000円 ・ 団体の基本財産 1,040,000,000円 ・ 県の出資割合 75.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人埼玉伝統工芸協会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成22年6月23日 委員監査 平成22年7月14日(書面)

財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	20,000,000円
	・団体の基本財産	60,000,000円
	・県の出資割合	33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査	平成22年7月9日
	委員監査	平成22年7月29日(書面)
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	10,000,000円
	・団体の基本財産	10,000,000円
	・県の出資割合	100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉新都市交通株式会社	
所管部局	企画財政部	
監査実施日	職員調査	平成22年7月23日
	委員監査	平成22年11月5日
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	700,000,000円
	・団体の基本財産	2,000,000,000円
	・県の出資割合	35.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県芸術文化振興財団	
所管部局	県民生活部	
監査実施日	職員調査	平成22年7月26、27日
	委員監査	平成22年11月4日
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	100,000,000円
	・団体の基本財産	100,000,000円
	・県の出資割合	100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人いきいき埼玉		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査 平成22年7月29、30日 委員監査 平成22年11月5日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	50,000,000円	
	・団体の基本財産	82,000,000円	
	・県の出資割合		61.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	財団法人埼玉県公園緑地協会		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査 平成22年8月5日 委員監査 平成22年11月4日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	48,900,000円	
	・団体の基本財産	97,800,000円	
	・県の出資割合		50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団		
所管部局	福祉部		
監査実施日	職員調査 平成22年8月10、11日 委員監査 平成22年10月28日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	10,000,000円	
	・団体の基本財産	10,000,000円	
	・県の出資割合		100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	株式会社さいたまリバーフロンティア		
所管部局	企業局		
監査実施日	職員調査 平成22年8月17日 委員監査 平成22年9月2日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	58,000,000円	

	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の基本財産 130,000,000円 ・県の出資割合 44.6%
監査の結果	<p>【注意事項】</p> <p>平成21年4月に役員による現金不正持ち出しの不祥事が判明したことから、同年5月11日付けで再発防止策を定め、チェック体制を強化することとした。</p> <p>しかしながら、本社の小口現金に係る現金出納簿の記載において日付が前後した記入があり、日々の現金検査の徹底が図られていない。</p>

監査対象団体	財団法人さいたま緑のトラスト協会
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 平成22年9月2日 委員監査 平成22年9月28日(書面)
財政的援助等の内容	<p>出資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 5,000,000円 ・団体の基本財産 13,000,000円 ・県の出資割合 38.5%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人埼玉県国際交流協会
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成22年9月3日 委員監査 平成22年9月28日(書面)
財政的援助等の内容	<p>出資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 200,000,000円 ・団体の基本財産 328,164,370円 ・県の出資割合 60.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人埼玉県農林公社
所管部局	農林部
監査実施日	職員調査 平成22年8月30日 委員監査 平成22年9月28日(書面)
財政的援助等の内容	<p>出資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 876,300,000円 ・団体の基本財産 1,342,737,500円

	・県の出資割合	65.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県道路公社	
所管部局	県土整備部	
監査実施日	職員調査 平成22年9月1日 委員監査 平成22年9月28日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	11,498,000,000円
	・団体の基本財産	11,498,000,000円
	・県の出資割合	100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県土地開発公社	
所管部局	県土整備部	
監査実施日	職員調査 平成22年9月1日 委員監査 平成22年9月28日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	100,000,000円
	・団体の基本財産	100,000,000円
	・県の出資割合	100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県下水道公社	
所管部局	下水道局	
監査実施日	職員調査 平成22年9月13日 委員監査 平成22年10月7日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	55,030,000円
	・団体の基本財産	110,060,000円
	・県の出資割合	50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成22年9月14日	

	委員監査 平成22年9月28日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	40,000,000円
	・ 団体の基本財産	40,000,000円
	・ 県の出資割合	100%
監査の結果	【注意事項】 平成21年度の交際費には、受領した前渡金(200,000円)に残額(年度末95,236円)を生じたが、精算の処理をすることなく翌年度に繰り越したことは不適切であった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県中小企業振興公社	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成22年9月14日 委員監査 平成22年9月28日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	5,000,000円
	・ 団体の基本財産	5,000,000円
	・ 県の出資割合	100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県河川公社	
所管部局	県土整備部	
監査実施日	職員調査 平成22年9月16日 委員監査 平成22年10月7日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	18,000,000円
	・ 団体の基本財産	35,000,000円
	・ 県の出資割合	51.4%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉高速鉄道株式会社	
所管部局	企画財政部	
監査実施日	職員調査 平成22年9月17日 委員監査 平成22年10月7日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	35,132,600,000円

	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の基本財産 83,873,600,000円 ・県の出資割合 41.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 平成22年9月21日 委員監査 平成22年10月7日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 4,000,000円 ・団体の基本財産 10,018,000円 ・県の出資割合 39.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社秩父開発機構
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 平成22年9月22日 委員監査 平成22年10月7日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 123,000,000円 ・団体の基本財産 480,000,000円 ・県の出資割合 25.6%
監査の結果	【注意事項】 秩父観光農林業協会及びちちぶ花銀行の事務を秩父開発機構の職員が取り扱っているが、売上金について、起票や記帳等の経理処理を行わないまま現金(監査日現在94千円)で保管しているなど、事務の執行に適正を欠いていた。

監査対象団体	財団法人埼玉県消防協会
所管部局	危機管理防災部
監査実施日	職員調査 平成22年9月27日 委員監査 平成22年10月7日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 100,000,000円 ・団体の基本財産 318,532,000円 ・県の出資割合 31.4%

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	
監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成22年9月29日 委員監査 平成22年10月27日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	150,000,000円
	・ 団体の基本財産	495,000,000円
	・ 県の出資割合	30.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県勤労者福祉センター	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成22年10月1日 委員監査 平成22年10月12日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	5,000,000円
	・ 団体の基本財産	13,100,000円
	・ 県の出資割合	38.2%
監査の結果	【注意事項】 雇用主負担で団体保険に加入しているが、当該団体保険に係る年度ごとの割戻金等について法人収入に計上せず、これを簿外の銀行預金(監査日現在残高 51,914円)としていたことは不適切であった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県産業文化センター	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成22年10月6日 委員監査 平成22年10月27日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	50,000,000円
	・ 団体の基本財産	150,000,000円
	・ 県の出資割合	33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

(2) 指定管理者

監査対象団体	日本環境マネジメント株式会社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成 22 年 6 月 24 日 委員監査 平成 22 年 8 月 6 日 (書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 久喜菖蒲公園	43,050,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社グリーンハウス	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 平成 22 年 7 月 1 日 委員監査 平成 22 年 7 月 20 日 (書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県奥武蔵あじさい館	61,115,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	北荒川緑地株式会社・伊田テクノス株式会社グループ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成 22 年 7 月 7 日 委員監査 平成 22 年 7 月 29 日 (書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 吉見総合運動公園	30,106,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 平成 22 年 7 月 12 日 委員監査 平成 22 年 10 月 28 日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県種苗センター	116,489,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	小学館プロダクショングループ	
所管部局	県民生活部	

監査実施日	職員調査 平成22年7月15日 委員監査 平成22年8月20日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県青少年総合野外活動センター 73,560,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	人間公園・西武パートナーズ
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成22年7月22日 委員監査 平成22年8月6日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の森人間公園 28,500,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成22年7月26、27日 委員監査 平成22年11月4日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の国さいたま芸術劇場 942,644,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人いきいき埼玉
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成22年7月29、30日 委員監査 平成22年11月5日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県県民活動総合センター 357,826,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	和光市
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成22年8月31日 委員監査 平成22年9月28日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 和光樹林公園 15,590,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	
-------	---------------------	--

監査対象団体	新座市	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成22年8月31日 委員監査 平成22年9月28日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 新座緑道	902,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	1 上尾運動公園 職員調査 平成22年7月14日 委員監査 平成22年11月4日 2 熊谷スポーツ文化公園 職員調査 平成22年7月21日 委員調査 平成22年9月10日(書面) 3 秋ヶ瀬公園 職員調査 平成22年8月19日 委員監査 平成22年8月27日(書面) 4 みさと公園及び吉川公園 職員調査 平成22年8月25日 委員監査 平成22年9月10日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料	
	上尾運動公園	226,463,000円
	熊谷スポーツ文化公園	495,985,000円
	秋ヶ瀬公園	87,693,000円
	みさと公園及び吉川公園	59,523,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	1 埼玉県立嵐山郷 職員調査 平成22年8月10、11日 委員監査 平成22年10月28日	

	<p>2 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所、埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所及び埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所</p> <p>職員調査 平成22年8月11日</p> <p>委員監査 平成22年9月2日(書面)</p>								
財政的援助等の内容	<p>公の施設の指定管理業務委託料</p> <table> <tr> <td>埼玉県立嵐山郷</td> <td>969,391,000円</td> </tr> <tr> <td>埼玉県立皆光園障害者歯科診療所</td> <td>56,246,000円</td> </tr> <tr> <td>埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所</td> <td>37,445,000円</td> </tr> <tr> <td>埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所</td> <td>37,702,000円</td> </tr> </table>	埼玉県立嵐山郷	969,391,000円	埼玉県立皆光園障害者歯科診療所	56,246,000円	埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所	37,445,000円	埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所	37,702,000円
埼玉県立嵐山郷	969,391,000円								
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所	56,246,000円								
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所	37,445,000円								
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所	37,702,000円								
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。								

監査対象団体	財団法人埼玉県生態系保護協会				
所管部局	環境部、都市整備部				
監査実施日	<p>1 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園</p> <p>職員調査 平成22年8月23日</p> <p>委員監査 平成22年9月2日(書面)</p> <p>2 荒川大麻生公園</p> <p>職員調査 平成22年8月24日</p> <p>委員監査 平成22年9月2日(書面)</p>				
財政的援助等の内容	<p>公の施設の指定管理業務委託料</p> <table> <tr> <td>埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園</td> <td>64,275,000円</td> </tr> <tr> <td>荒川大麻生公園</td> <td>14,600,000円</td> </tr> </table>	埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園	64,275,000円	荒川大麻生公園	14,600,000円
埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園	64,275,000円				
荒川大麻生公園	14,600,000円				
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。				

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成21年度・平成22年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 40機関

所管部局	監査対象機関
総務部	川口県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所
保健医療部	春日部保健所、加須保健所
産業労働部	創業・ベンチャー支援センター
農林部	本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、農林総合研究センター水田農業研究所、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業研究所、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、川越県土整備事務所
都市整備部	川越建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	行田浄水場、水質管理センター、第二水道整備事務所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育局	伊奈学園中学校、伊奈学園総合高校、大宮工業高校、大宮商業高校、大宮南高校、小川高校、川越総合高校、志木高校、杉戸高校、秩父高校、所沢北高校、所沢中央高校、所沢西高校、豊岡高校、滑川総合高校、松伏高校、与野高校
警察本部	小川警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、加須警察署

(3) 監査実施日

平成22年9月28日～平成22年10月29日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	加須保健所	平成 22 年 3 月に冊子「利根保健医療圏の脳卒中医療機能」(98 千円)及び「北埼玉地域における脳卒中医療連携の構築」(98 千円)の印刷を発注した。各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。 総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。
教育局	川越総合高校	毒物及び劇物取締法で指定された硫酸等の毒劇物について、帳簿による管理及び定期的な確認がされていなかったことは不適切であった。
教育局	所沢西高校	平成 21 年 9 月に発注した修繕の契約について、予定価格が 50 万円以上であったことから、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかったことは不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
保健医療 部	衛生研究 所	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年度検査用消耗品の購入に当たり、以下のよう な不適正な事務処理を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一括して数十万円分を購入した後、見積書・納品 書・請求書を 10 万円未満に分割した。 2 12 月補正で予算化された事業について、歳出予算 令達前から発注し、納品を受けたにもかかわらず、 年度末まで請求・支払いを遅らせた。 3 年度を越えて納品された物品について、年度内に 納入されたことにして支払いを行った。 4 見積書・納品書・請求書の日付を空欄にするよう 業者に指示した。 	<p>再発防止のため、財務事務を担当する職員を集めた 会議を開催して、埼玉県財務規則等関係法令及び支出 事務の基本的手順を再確認した。</p> <p>さらに、出納総務課主催の財務研修に担当職員等 13 人を参加させ財務事務のスキルアップを図った。</p> <p>また、不適正処理防止のため、検査用消耗品の発注 に当たり、各担当で反復継続的に必要となる消耗品や 所としてまとめて購入できる消耗品については、契約方 法としてすべて単価契約を導入した。</p> <p>また、確実に物品管理ができるように、組織的チェ ックが可能な在庫管理のシステムを整備した。</p>
教育局	自然の博 物館	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>次の業務委託契約において、指名競争入札としなが ら「競争入札参加資格者名簿」に登録されていない業 者を指名したことは、不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2・第3・特別収蔵庫燻蒸業務委託契約 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成20年度 (1,417,500円) (2) 平成21年度 (1,438,500円) 2 特別天然記念物カモシカ食害対策事業(特別調査) 業務委託契約 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成20年度 (2,272,810円) (2) 平成21年度 (2,258,457円) 	<p>再発防止のため、指名競争入札を行う場合、競争入 札参加資格者名簿に登録されている業者を指名する よう徹底し、平成22年度は、競争入札参加資格者名簿 に登録されている業者を指名し、競争入札を実施し た。</p>

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	福利課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度に行った延べ 155 件、約 1,400 万円分の修繕のうち 140 件(約 900 万円分)は、入居者や修繕業者からの報告による検査であった。</p> <p>発注者である県の担当職員による現地確認を行わず、修繕費を支出したことは、不適切であった。</p> <p>また、19 年に策定した埼玉県教職員住宅管理計画に基づき今後も維持管理をする 26 の教職員住宅は、入居条件を緩和したにもかかわらず、21 年 4 月現在で 3 住宅が入居率 7 割未満、うち 1 住宅は入居率 2 割である。</p> <p>入居率の低い教職員住宅については、廃止又は集約を検討されたい。</p>	<p>修繕のうち県の担当職員が現地確認できないものを指定し、平成 21 年 10 月 6 日から建物管理業者に委託して検査を実施している。</p> <p>また、21 年 9 月に県立学校教職員へ入居案内を行い、2 住宅で入居率が向上したが、その後も入居率の低い住宅がある。25 年度までに行う予定であった教職員住宅管理計画の見直しを、前倒して 23 年度に行い、23 年 11 月までに入居率が低い住宅の廃止を含めた検討を行うこととした。</p>
総務部	浦和県税事務所	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>動産を差し押さえた場合には、差押動産・有価証券出納簿に記載することとなっている。平成 20 年度に差押動産の紛失事故が発生したことを受けて、税務局長名で各県税事務所長あてに通知を出し、管理の徹底を図ったにもかかわらず、21 年度の差押動産・有価証券出納簿に記載しなかったことは、不適切であった。</p>	<p>差押動産・有価証券出納簿に必要事項を記載するとともに、再発防止のため、納税部内の研修等で職員に対して改めて差押動産等の適正な管理の周知徹底を図った。</p>
総務部	自動車税事務所	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>証紙売払い代金の納入について、金額を記入していない納入通知書に公印を押印した上で、事前に証紙購入者に交付していた。</p> <p>このことは、平成19年度、20年度の監査において、</p>	<p>交付した納入通知書は証紙購入者から速やかに回収し、今後は始動票札交付請求の都度、納入通知書を発行するよう改めた。</p> <p>また、平成20年度から施行した「証紙代金収納計器</p>

			適正執行するよう現場指導をしていたが、21年12月の職員予備監査時点でも是正されていなかったことは、不適切であった。	に係る始動票札の作成、交付等の事務処理に関する要領」について、相互牽制機能の観点から見直し一部改正をして、22年4月1日から施行した。
農林部	川越農林振興センター	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>平成21年1月に指名競争入札により発注した工事について、再度の入札に付しても落札者がなかった。このため、2月に設計内容を変更した上で、2件の工事に分割し、再度の入札に付し落札者がないことを理由に随意契約によって契約を締結した。</p> <p>しかし、地方自治法施行令第167条の2第2項では、再度の入札に付し落札者がなく随意契約とする場合は、「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない」と規定されている。設計変更した2件の工事については、競争入札に付すべきであり、随意契約により締結したことは不適切である。</p> <p>20伊佐沼第102号樋管工事(9,100千円) 20伊佐沼第103号浚渫工事(6,240千円)</p>	<p>随意契約の適正な運用を図るため、職場会議等で地方自治法施行令及び埼玉県財務規則について、周知徹底を図った。</p> <p>また、随意契約による発注の際には、「建設工事における随意契約のガイドライン(総務部)」により、確認を行い、再発防止を図ることとした。</p>
教育局	スポーツ研修センター	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>昭和63年6月に取得した体力診断システム(取得価格11,500千円、パソコン、自転車エルゴメーター、各種測定機器など)17点のうち、パソコンなど4点を平成14年3月に廃棄した。しかし、他の13点は、15年7月に廃棄したと考えられるが、不用決定等必要な手続を取らなかった。</p>	<p>「県民の財産である物品を管理する」という意識を所内全体で共有するため所内会議で物品管理の重要性について職員全員に周知した。その際、所内の重要物品と備品の取得金額の合計を具体的な数字で示すなどして、意識啓発を行った。</p> <p>また、所内の物品管理が全体的に徹底されていないか</p>

			<p>また、重要物品等カードに14年3月廃棄の記載がされていなかった。</p> <p>これら備品の管理において、必要な手続がなされていなかったことは、不適切であった。</p>	<p>ったことが問題発生の要因であると考え、下記の措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1,000点以上保有する備品を備品出納簿だけでは把握しづらいため、データベース化し、備品の現況を把握しやすいようにした。 2 備品出納簿に記載された備品と現物の照合作業を実施した。 3 倉庫に保管されていた物品の確認及び整理作業を実施した。 4 著しく旧式化していた備品等を必要に応じて処分した。(平成22年4月から同年9月までに44点を処分した。)
教育局	蕨高校	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	平成21年4月に行政財産使用許可をした6件について、22年3月まで使用料(626,993円)の調定及び納入通知を行わなかったことは不適切であった。	<p>行政財産使用許可後は速やかに調定及び納入通知を行うよう徹底した。</p> <p>平成21年4月に行政財産使用許可をした6件の使用料は22年3月15日までに完納された。</p> <p>また、22年度については、行政財産使用許可後、速やかに調定及び納入通知を行った。</p>
警察本部	深谷警察署、 吉川警察署	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>平成20年度の深谷警察署及び21年度の吉川警察署の路側式道路標識補修工事(単価契約)において、単価契約の工事内容に対する理解が不十分であったため、発注書に記載した工事内容と、施工を指示した工事内容が異なっていた。</p> <p>施工しようとした工事と異なった発注書を作成した</p>	<p>工事内容に対する理解不足の解消と再発防止を図るため、関係職員に対して、路側式道路標識補修工事に係る工事内容について指導教養を実施するとともに、正確な発注書の作成と発注書に基づく厳格な履行確認を徹底した。</p>

			こと、及び発注書の内容と施工が異なっていたにもかかわらず履行確認を行ったことは、不適切であった。	
--	--	--	--	--

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木 栄一

平成22年10月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	持田福德	牛ふん発酵堆肥	1.56	1.47	2.64	19	152	1.27	17.5	25.15		
	永野利雄	牛ふん発酵堆肥	1.15	0.57	1.27	7	60	1.21	15.4	14.11		
	有限会社諸口園	栄肥狭山	2.89	4.32	1.55	6	75	2.94	15.6	5.55		
	田中良平	豚糞堆肥	1.13	1.29	0.95	55	358	1.14	14.8	61.24		
	有限会社加須畜産	たいちパワー	1.01	1.52	0.27	52	128	1.68	10.1	73.52		
	株式会社エスケー運 輸機工	有機りんりん	0.87	1.13	1.27	28	81	1.05	24.6	49.00		
	株式会社ワイズコン サルト	ケレス5・5	1.61	1.55	1.64	30	110	1.83	18.5	30.02		
	有限会社加藤畜産	豚糞堆肥	3.05	4.48	2.26	148	576	3.62	11.7	13.82		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十二年十月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県病害虫防除所長 鈴 木 栄 一

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社ジャパンフィード 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝2番地11	(販売業者) 株式会社ネギシコマース 埼玉県熊谷市大字広瀬160番地	成鶏飼育用配合飼料	日清丸紅印成鶏用配合飼料ランパワー16	22.10	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
平成飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番地7	同上	幼令肉用牛育成用配合飼料	日配幼令肉用牛育成用配合飼料もりの薫りMG	22.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要											違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	加ソム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプトン消化率 %	T D N %	M E kcal/kg		その他の検査
株式会社ジャパンフィード鹿島工場 茨城県神栖市東深芝2番地11	H22.10.19 (販売業者) 株式会社ネギシコマース 埼玉県熊谷市大字広瀬160番地	日清丸紅印成鶏用配合飼料ランパワー16	22.10	16.0以上	2.0以上	3.20以上	0.40以上	6.0以下	15.0以下							-
				16.0	5.7	4.37	0.45	2.1	12.9							-
平成飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番地7	同上	日配幼令肉用牛育成用配合飼料もりの薫りMG	22.9	18.0以上	2.0以上	0.60以上	0.40以上	7.0以下	9.0以下							-
				18.9	2.6	1.31	0.50	2.3	6.6							-
有限会社アグリ・クレイン 埼玉県深谷市永田132-1	H22.10.20 有限会社アグリ・クレイン 埼玉県深谷市永田2108	前期用食品残渣乾燥飼料	22.10													-
				17.3	12.3	0.17	0.26	1.9	2.7							-

同上	同上	後期用食品残渣乾燥飼料	22.10													
				13.1	5.2	0.07	0.18	0.3	2.2							

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

正 誤

埼玉県訓令第十八号（平成二十二年十二月十日第二千二百四十四号）中訂正

ページ 行

一 前から一

誤

（昭和四十九年埼玉県訓令第二十四号）

正

（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）